

道路管理事務所技能労務員の募集案内

採用予定人数	1人
身分	パートタイム会計年度任用職員
職名	技能労務員
条件	地方公務員法第16条に該当しないこと
業務内容	修路作業、側溝の泥上げ作業、草刈作業、融雪剤散布作業、融雪箱への補充作業、除雪作業補助、その他所属長が指示する業務
勤務地	道路管理事務所（青森県八戸市旭ヶ丘三丁目1-105）
任用期間	・令和7年10月1日～令和8年3月31日 ・採用後1ヶ月間は条件付採用となります。 ・勤務実績が良好な場合は再度の任用をすることがあります。
勤務時間	・8時15分～17時00分（うち休憩時間12時～13時） 週4日 週31時間 ・時間外勤務 あり得る ・土日祝日勤務 あり得る
給料	月額137,920円（当月支給） ※正式には任用時に決定します。
手当	・通勤手当 あり（要件を満たした場合）・特殊勤務手当 あり ・期末・勤勉手当 あり（要件を満たした場合） ・時間外勤務手当 あり ・退職手当 なし
休日	・金曜日、土曜日、日曜日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・12月29日～翌年1月3日
休暇等	・年次有給休暇 あり ・特別休暇 あり ・介護休暇 あり（要件を満たした場合） ・介護時間 あり（要件を満たした場合） ・育児休業 あり（要件を満たした場合） ・産後パパ育休 あり（要件を満たした場合） ・部分休業 あり（要件を満たした場合）
保険等	・地方公務員共済保険 加入する ・厚生年金保険 加入する ・雇用保険 加入する ・労災保険 加入する ・公務災害補償 なし
退職	・任用期間が満了した場合には当然に退職します。 ・自己都合退職する場合は、事前に届け出し任命権者の承認が必要です。 ・地方公務員法第28条第1項各号又は同法第29条第1項各号のいずれかに該当するときは免職される場合があります。 ・死亡した場合または地方公務員法第16条各号（第2号除く）のいずれかに該当する場合は離職します。

服 務	以下の義務を負います。 ・ 服務の宣誓 ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 ・ 信用失墜行為の禁止 ・ 秘密を守る義務 ・ 職務に専念する義務 ・ 政治的行為の制限 ・ 争議行為等の禁止 ※兼業を行うことができますが、事前に届け出てください。兼業の内容等によっては、上記の服務規程に違反し、懲戒処分又は分限処分の対象となる場合があります。	
募集者	八戸市庁	
応募方法	必要書類	八戸市会計年度任用職員申込書（道路管理事務所技能労務員）
	提出方法	直接持参または郵送
	提出先	建設部道路維持課道路管理事務所 〒031-0824 青森県八戸市旭ヶ丘三丁目 1-105
	提出期限	令和 7 年 8 月 2 9 日必着
採用方法	書類選考及び面接（9/5～9/12）により採用者を決定します。	
問合せ先	電話 0178-25-2131 メール dorokan@city.hachinohe.aomori.jp	